

まず一票 そこから未来が 動き出す

# 18歳から選挙権！

## 7月10日⑩は、参議院議員通常選挙

参議院議員の任期満了による選挙が7月10日⑩に執行されます。

皆さんの意見を国政に反映させる大事な機会ですので、棄権しないで必ず投票しましょう。

### ◆投票所

投票所は、市内25カ所に設置されています。「投票所入場整理券」に指定された投票所以外では投票できませんのでご注意ください。

### ◆投票できる方

- 次の3つの要件に当てはまる方が投票できます。
- ①日本国民であること。
- ②平成10年7月11日までに生まれた方。
- ③平成28年3月21日までに茂原市に住民登録されている方、または引き続き3カ月以上茂原市に住民登録した後

茂原市に住民登録された後、各政党が届け出た「名簿

市外に転出し、茂原市の選挙人名簿に登録されている方。

### ◆住所変更した方

6月7日以降に市内で転居の届出をした方は、旧住所地の投票所で投票してください。3月22日以降に他市町村から本市に転入届出をした方は、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

なお、本市の選挙人名簿に登録されている方で、他市町村へ転出し、転出先の選挙人名簿に登録されていない方は、本市で投票ができます。

### ◆投票の順序

最初に千葉県選出議員選挙の投票用紙を交付しますの

で、「候補者名」1人だけを記載し投票してください。

### ◆参議院比例代表選挙は非拘束名簿式

この方式では、名簿登載者の当選順位は決められておらず、有権者は名簿登載者名または政党名を記載して投票します。

各政党の総得票数に応じて議席が比例配分され、名簿登載者ごとの得票数の順に当選人が決まります。

### ◆入場整理券は封書式

入場整理券は封書式で、一世帯6人まで内側に印刷されています。届いたらすぐに開封し、確認してください。

入場整理券が郵送されなかった場合や紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されている方は投票できますので、投票所の受付でお申し出ください。なお、入場整理券は6月20日⑩頃から郵送を始めます。

### ◆期日前投票

投票日当日に投票所へ行けない見込みの方は、「宣誓書」

を記入の上、期日前投票をすることができ

期間 6月23日⑥～7月9日⑨ / 場所 市役所1階102会議室、本納公民館 / 時間 8時30分～20時 (公民館は17時まで) / 持参するもの 入場整理券

### ◆病院などで行う不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームなどに入院・入所の方は、その施設内で不在者投票をすることができ

に病院や施設等にお申し出ください。

〈市内の指定病院・施設など〉  
山之内病院・公立長生病院・茂原中央病院・君塚病院・宍倉病院・菅原病院・鈴木神経科病院・茂原神経科病院・つくも苑・長生共楽園・実恵園・光風荘・ケアセンターかずさ・長生苑・真名実恵園・第二長生共楽園ひめはる

※全国の指定病院(施設)で不在者投票ができます。

### ◆滞在先での不在者投票

仕事、通学、旅行などではかの市町村に滞在中で、投票

日までに茂原市に帰れない方も、最寄りの選挙管理委員会

### ◆郵便等による不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けていて、障害の内容が一定の要件に該当する方や、介護保険法における要介護状態区分が要介護5である方には、自宅で郵送等により投票できる制度があります。

この制度をご利用になるには、氏名等を自書できることが原則ですが、障害の内容が一定要件に該当する場合は、代理記載制度もあります。

いずれの場合も「郵便等投票証明書」の交付を受けている方が利用できる制度ですので、証明書の交付を受けていない方は至急お問い合わせください。

お問い合わせは、

選挙管理委員会 (6階)  
TEL 1529、FAX 1604へ。